

千葉県が定める50物質

番号	化管法政令名	大気への排出量(kg/年)
1	亜鉛の水溶性化合物	1,282.0
2	アクリルアミド	0.1
3	アクリル酸	322.3
4	アクリル酸エチル	7,288.4
5	アクリル酸メチル	6,340.2
6	アクリロニトリル	33,799.3
7	アセトアルデヒド	7,445.3
8	アセトニトリル	2,848.0
9	二-アミノエタノール	5,442.8
10	エチルベンゼン	431,694.0
11	エチレンオキシド	11,093.8
12	エチレングリコールモノエチルエーテル	6,961.4
13	エチレングリコールモノメチルエーテル	2,821.3
14	エピクロロヒドリン	6,920.6
15	一・二-エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)	38,149.0
16	キシレン	1,398,086.4
17	クロロエチレン (別名塩化ビニル)	26,400.0
18	三-クロロプロペン (別名塩化アリル)	23.0
19	クロロベンゼン	360.0
20	クロロホルム	31,705.0
21	クロロメタン (別名塩化メチル)	11,210.0
22	酢酸二-エトキシエチル (別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	42,131.8
23	酢酸ビニル	737,374.0
24	四塩化炭素	6,400.0
25	一・四-ジオキサン	38,502.1
26	一・二-ジクロロエタン	32,200.0
27	一・二-ジクロロプロパン	3,526.0
28	オルト-ジクロロベンゼン	90.0
29	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	619,631.3
30	N・N-ジメチルホルムアミド	9,912.8
31	スチレン	164,859.9
32	テトラクロロエチレン	123,514.4
33	一・一・二-トリクロロエタン	9,300.0
34	トリクロロエチレン	144,260.0
35	一・三・五-トリメチルベンゼン	41,484.9
36	トルエン	3,819,201.0
37	ニッケル化合物	2.2
38	ヒドラジン	9.0
39	フェノール	4,333.1
40	一・三-ブタジエン	44,940.0
41	フタル酸ビス (二-エチルヘキシル)	10,126.1
42	ふっ化水素及びその水溶性塩	3,078.0
43	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	2.3
44	ベンゼン	156,086.7
45	ホルムアルデヒド	13,880.1
46	マンガン及びその化合物	2,857.6
47	無水マレイン酸	2,837.9
48	メタクリル酸メチル	88,038.9
49	アルファ-メチルスチレン	303.2
50	メチルー一・三-フェニレン=ジイソシアネート (別名メタ-トリレンジイソシアネート)	1.0

注 排出量は PRTR2004 からの千葉県集計値です。